

北里大学大学院薬学研究科論文博士の学位に関する取扱内規

1976年10月22日 制定
1982年3月12日 改正
1992年4月1日 改正
1993年4月1日 改正
1999年4月1日 改正
2009年10月1日 改正
2015年4月23日 改正
2016年2月18日 改正
2017年10月19日 改正

(趣旨)

第1条 北里大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）における論文博士の学位に関する取扱いは、関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。

2 前項の規定にかかわらず、北里大学大学院薬学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、必要に応じ、特例を定めることができるものとする。

(博士論文予備審査の申請)

第2条 北里大学学位規程（以下「学位規程」という。）第3条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、次の書類を北里大学大学院薬学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出して、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の予備審査を申請しなければならない。

- (1) 博士論文予備審査願 2通
- (2) 紹介状 1通
- (3) 論文要旨（4,000字以内） 20通
- (4) 論文目録 2通

2 前項第2号に規定する紹介状は、申請者が学位の授与を申請する有資格者であることを研究科長に紹介するために、薬学研究科教授が記載したものでなければならない。

3 研究科長は、第1項の規定のほか、学位規程第7条第2項に規定する資料の提出を求めることができる。

第3条 博士論文の予備審査申請書類は、前期と後期に分けて受け付けるものとする。申請書類の提出期限は、毎年原則として前期は前年度の3月末日まで、後期は当年度の9月末日までとする。

第4条 第2条の規定により、博士論文の予備審査を申請した者は、12月上旬までに博士論文予備審査会（以下「予備審査会」という。）において要旨を発表しなければならない。なお、発表する内容に関して、特許出願等を予定している、又は特許出願等の可否を検討している内容が含まれる場合の取扱いについては、別に定める。

2 研究科委員会は、申請の日から3ヵ月以内に予備審査を完了しなければならない。

(博士論文予備審査の判定)

第5条 前条の規定における発表の後、研究科委員会は、学位授与の申請を受理すべきか

否かを決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する決定の方法は、学位規程第 11 条に規定する議決に準ずるものとする。

(学位授与の申請)

第 6 条 前条の規定により学位授与の申請が受理された申請者は、通知後 3 ヶ月以内に次の書類に論文審査料を添えて、学位の授与を申請しなければならない。

- (1) 学位申請書 2 通
- (2) 博士論文 正 1 通及び副 4 通
- (3) 論文要旨 (4,000 字以内) 5 通
- (4) 論文目録 2 通
- (5) 論文目録記載の論文別冊 5 通
- (6) 履歴書 2 通
- (7) 同意書 (共同研究の場合) 2 通
- (8) 住民票記載事項証明書又はそれに代わるもの 1 通
- (9) 単位取得 (成績) 証明書 1 通
- (10) 最終学校の卒業証明書 1 通
- (11) 研究歴証明書 (設置長又は所属長) 2 通
- (12) 北里大学リポジトリ 登録申請・公開許諾書 (様式第 1) 1 通
- (13) 博士論文全文の公表延期に係る申請書 (様式第 2) 1 通 (必要な場合のみ)
- (14) 博士論文全文の非公表に係る申請書 (様式第 3) 1 通 (必要な場合のみ)

2 研究科長は、前項の規定のほか、学位規程第 7 条第 2 項に規定する資料の提出を求めることができる。

(論文審査料)

第 7 条 論文審査料は、次のとおりとする。

- (1) 本学関係者 200,000 円
- (2) 学 外 者 500,000 円

2 前項第 1 号に規定する本学関係者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学部卒業生
- (2) 本研究科に 2 年以上在籍した者
- (3) 本学部専任職員として 2 年以上在籍した者
- (4) 本研究科研究生及び本学部研究生として 1 年以上、あるいは本学部講座研究員として 2 年以上在籍した者

(論文審査料の免除)

第 8 条 本研究科博士課程満期退学後 3 年以内の申請であれば、研究科長の承認を得て、審査料を免除することができる。

(審査委員会)

第 9 条 博士論文を審査するため、研究科委員会に審査委員会を置く。

2 審査委員会は、主査 1 人、副査 3 人をもって構成する。

- 3 審査委員会委員は、研究科委員会で選出する。
- 4 紹介教授は、原則として審査委員会委員になることができない。ただし、当該分野が特殊である等の事情により、博士論文の審査に支障があると研究科委員会が認めたときは、この限りでない。
- 5 研究科委員会は、学位規程第9条第3項の規定により、審査について必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を委員に充てることができるものとする。
- 6 研究科委員会は、委員の氏名を公表するものとする。

(博士論文の審査期限)

第10条 審査委員会は、提出された博士論文の審査を1年以内に終了しなければならない。

(最終試験)

第11条 審査委員会は、博士論文に関係する学科2科目及び外国語1科目について口頭あるいは筆答試験を行い、最終試験とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、研究科委員会の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試験の全部又は一部に代えることができるものとする。

(博士論文及び最終試験の審査報告)

第12条 審査委員会は、学位規程9条第2項の規定により、審査結果の報告書を作成し、委員全員の承認を得て、研究科委員会に提出するものとする。

(判定)

第13条 研究科委員会は、学位規程第11条の規定により、博士論文及び最終試験の可否の判定を行うものとする。

(論文要旨の公表)

第14条 研究科長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(博士論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 博士の学位を授与された者が行う博士論文等のインターネットの利用による公表は、原則として「北里大学リポジトリ」の利用により行うものとする。

(全文公表に係る委任状の提出)

第16条 前条にかかわり、博士の学位を授与された者は、所定の様式(様式第1)により、北里大学図書館長あてに北里大学リポジトリ 登録申請・公開許諾書を提出するものとする。

(やむを得ない事由がある場合の取扱い)

第17条 第15条の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められた場合は、博士の学位を授与された者は、博士論文の全文の公表延期又は非公表の措置が受けられる

ものとし、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。なお、この場合においても、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 2 前項の取扱いを希望する者は、所定の様式（様式第2又は様式第3）に、その事由等を具して、研究科長に申請しなければならない。
- 3 研究科長は、前項の申請があった場合、その事由を確認した上で、研究科委員会の議を経て、学長の承認を受けるものとする。
- 4 前項の規定により、博士論文の全文の公表延期の承認を受けた者が、引き続き同様の取扱いを希望する場合は、毎年度、前2項の手続をとるものとする。
- 5 前項の手続がない場合、研究科長は、公表延期の措置を解除し、博士論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文提出有資格者の退学）

第18条 学位規程第4条第1項第4号乃至第6号の規定による博士論文提出の資格を有して退学した者が、退学後3年以内に学位授与の申請をするときは、この取扱内規第11条に規定する学科2科目及び外国語1科目に関する口頭又は筆答試問を免除し、博士論文を中心とする口頭試問に代えることができるものとする。

（取扱内規の改廃）

第19条 この取扱内規の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

附 則

この内規は、1976年10月22日から施行する。

附 則

この内規は、1982年3月12日から施行する。

附 則

この内規は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2009年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、2015年4月23日から施行する。
- 2 この内規は、2014年度満期退学者から適用する。

附 則

- 1 この内規は、2016年2月18日から施行する。
- 2 この内規は、2015年度修了者から適用する。

附 則

- 1 この内規は、2017年10月19日から施行する。
- 2 この内規は、2017年度修了者から適用する。